

兵高教組

高教組通信

第10号 2008年11月25日

兵庫県高等学校教職員組合書記局

電話：078-341-6745

http://www.hyogo-kokyoso.com

K某が職員室に乱入し公務妨害 管理職は不法行為に毅然とした態度を！

この間、K某が無断で職員室に乱入し、大声を上げるなどして教育活動を妨害し、組合掲示板の掲示物を破るなどの不法行為を相次いで行っています。

県教委は、こうした外部者の不法行為に対する対応を、すでに4年前の通知で明確に指示していますが、管理職がそれに従わず、毅然とした態度がとれないことが混乱を広げています。

高教組は、刑事告発を含めて断固とした対応をとるとともに、再発防止を県教委と管理職に強く求めます。

次々と起こる不法行為

事例1

K某が校長室で研修願いの開示を強要。それを元に、その日に研修をしている教員の自宅に電話をするように校長に要求。屈服した校長が教員の自宅に電話し、K某が研修中の教員に、その日の研修報告をすぐに学校に持ってくるように指示し、実際に持ってこさせた。

事例2

K某が学校を訪問した際、校長は出張中であったが、校長からK某に便宜を図るように指示されていた教頭は、K某の要求通りに、ある教員の執務室にK某を案内し、当該教員に面会させた。K某は暴言を吐き、さらに、職員室に入室して、組合掲示板の掲示物をはがした。

事例3

K某が学校を訪問し、校長室で情報開示を受けていたが、トイレに行くと言って校長室を出て、そのまま職員室に乱入。大声でわめきながら、組合掲示板の掲示物を破り捨てた。

管理職の姿勢が明暗を分ける

これらの不法行為がまかり通る原因は、管理職が毅然とした態度をとらないことです。脅しに屈服するばかりか、連絡を取り合っていると疑われるような事例もあります。

その一方、職員室に乱入しようとしたK某を毅然とした態度で止めた校長もいます。校長が毅然とした態度をとれば、K某は悪態をつきながらも従っています。

県教委通知の徹底を

K某は2003年7月、公立学校を訪れて教員に対する不法行為を働き、告訴されました。その判決で、K某の行為による教員の被害に対して損害賠償が命じられるとともに、学校の管理者である校長の責任も指摘されています。

それを受けて、県教委は2004年6月1日付で、「学校来訪者への対応及び学校管理について（通知）」（右に概要掲載）を発し、適正な対応を指示しています。この通知通りに管理職が対応すれば、K某の不法行為を許す余地はありません。

分会掲示板の設置は法律で保障された権利

K某は組合掲示板の掲示物が「政治的」と難癖をつけ、破るなどの不法行為を働いています。

しかし、校長の「施設管理権」をしても、組合掲示板の設置を拒否することはできません。組合の団結権保障のためには、校長は適法な組合活動のために学校施設の使用を認める義務（受忍義務）

があります。

また、掲示板の掲示物に干渉することはできません。判例でも「組合掲示物の内容につき一般的事前許可を受けさせることは、右労働組合の行為に対する介入を招来させるおそれがあり、許されない」（新潟地裁判決）として確定しています。

管理職は遵守せよ！

県教委通知（2004年6月1日付）

「学校来訪者への対応及び学校管理について」の概要

民事訴訟の概要と判決要旨

住民の不法行為について

突然A小学校を来訪し、校長に対して職員の勤務状態に関する書類を見せるよう要求。校長が授業中であるとして止めるのを無視して、授業中の原告の元に行き、クラスの生徒がいるにもかかわらず、明らかな脅迫文言を含む自己の主張を押しつける発言を行った。これが正当行為と認められる余地は全くなく、違法であることは明らかであるとして、原告の精神的苦痛に対して損害賠償を命じた。

校長の責任について

外部から訪問した学校とは直接無関係の人物を積極的ではなかったにせよ案内し、その後の追及についても、強く制止しなかった校長の責任もかなり大きい。学校内の管理は基本的に校長が第一義的に責任を負う。

情報の開示について

職員の勤務状況の記録を一般市民に過ぎない被告に開示すること自体、不自然な行為である。

今後の適正な学校管理について

(1) 学校管理者としての校長の責任

校長は、学校内の管理については、「第一義的に責任を負う」ことに留意し、

① 正当な目的を持たない、または、態度が平穏でない学校来訪者に対しては、学校内への立ち入りを禁ずること。

② 校内への立ち入りを許可した場合であっても、その後、「授業中であるとして止めるのを無視する」、「脅迫文言を含む言葉で自己の主張を押しつける発言をする」など正当行為と認められない行為をする学校来訪者に対しては、その行為を制止すること。

③ 上記①②に反する学校来訪者については、学校からの退去を命ずるとともに、これに応じないときは速やかに警察へ通報すること。

④ 教室棟の児童生徒の学習活動区域に立ち入るなど正常な教育活動の妨げとなる行為に対しては、毅然とした態度で制止すること。なお、「積極的ではなかったにしろ案内」するような行為は、校長としての学校管理者としての責任が問われるものとなること。

(2) 教職員の服務監督者としての校長の責任

教職員に対する服務監督に関する事など校長がその権限を有することについては、校長がその職責において対処し、教職員への面会要求には応じないこと。

(3) 情報開示について

学校来訪者による職員の勤務状況の記録の開示要求については、「職員の勤務状況の記録を一般市民に過ぎない被告に開示すること自体不自然な行為であり」と判決で指摘されており、同記録が公文書である場合には情報公開条例の手続きに従って開示すべきか否か決定するものであること。